

東北財務局における 復旧・復興への取り組み



財務省東北財務局

<http://tohoku.mof.go.jp/>



目次

ページ

1. 財政面の取組み

- (1) 災害査定立会業務 1
- (2) 繰越事務の簡素化 1
- (3) 財政融資資金に関する特例措置 2
- (4) 被災者・被災地支援に向けた国有財産の活用 3

2. 金融上の取組み

- (1) 「個人債務者の私的整理ガイドライン」の活用支援 5
- (2) 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 6

1. 財政面の取組み

(1) 災害査定立会業務

東日本大震災においては、多くの道路、河川、港等の公共施設や農地・農業用施設が被害を受けたことから、早期の復旧に向けて災害査定が継続されており、当局では査定立会を引き続き行っています。

◆ 迅速な災害復旧事業の実施に向けた査定手続きの簡素化

(例：公共土木施設)

- ・机上査定とする金額・原則3百万円未満を、5千万円未満へ引上げ
- ・保留とする金額・原則4億円以上を、30億円以上へ引上げ
- ・設計書添付図面の簡素化 など

◆ 災害復旧事業費決定額の推移

(令和3年3月末現在・速報値) (件・億円)

	23年災	24年災	25年災	26年災	27年災	28年災	29年災	30年災	元年災	2年災
件数	43,058	3,035	6,382	1,001	2,271	3,477	1,942	1,536	12,241	1,152
金額	39,890	457	494	139	452	764	432	223	2,718	213

	宮城県	岩手県	福島県	仙台市	その他	計
件数	19,685	6,769	13,175	1,461	1,968	43,058
金額	21,228	9,883	6,630	1,850	299	39,890

(注1) 23年災の災害査定立会は継続中。

◆ 災害査定立会の模様 (宮城県白石市内)



(2) 繰越事務の簡素化

被災自治体における事務負担の軽減を図ることを目的とし、災害復旧・復興事業に係る事故繰越の事務手続きについて、簡素化措置を講じています。

◆ 簡素化の内容

- ・繰越理由書について、必要最低限の事項を簡潔に記載する様式とする。
- ・事業概要、工程表、図面、契約書類等の資料提出を省略。
- ・財務局によるヒアリングは行わない。

～東北地域の復旧・復興のために～

1. 財政面の取組み

(3) 財政融資資金に関する特例措置

被災地方公共団体に対し、財政融資資金の貸付・償還において、償還期限の延長や延滞利子の実質免除など、各種の特例措置を講じています。

※財政融資資金とは、地方公共団体が社会資本の整備(例:公立病院の建設)や災害復旧を行うための資金として、長期・低利で貸付けているものです。

◆ 貸付に関する特例措置

① 償還期限の延長(長期資金)

災害復旧事業債等の償還期限を延長
(10年以内から25年以内に延長)

② 地方短期資金(災害つなぎ資金)

東日本大震災により被害を受けた地方公共団体が、災害対策等を実施する際の一時的な資金不足に対応できるよう、地方短期資金(災害つなぎ資金)を用意したほか、手続きの簡素・迅速化を図っています。

③ 借入手続きの円滑化(長期資金)

借入申込書に添付する書類の簡素化
※現在は原則どおりの取扱いとなっています。

◆ 償還に関する特例措置

① 滅失施設に係る強制繰上償還の免除

財政融資資金で取得した施設が震災で滅失等した場合、復旧を行うかどうかにかかわらず、原則として、繰上償還を求めない取扱いとしています。

② 延滞利子の実質免除(平成23年3月25日定期償還分)

※平成23年3月25日定期償還日の延滞利子のみの取扱いとしました。

1. 財政面の取組み

(4) 被災者・被災地支援に向けた国有財産の活用

地方公共団体を通じて、被災者の仮設住宅として国家公務員宿舎を提供したほか、仮設住宅用地等として未利用国有地等が活用されています。

◆ 仮設住宅としての国家公務員宿舎の提供実績（R2年度まで）

	使用許可戸数
宮城県	250
青森県	39
岩手県	27
秋田県	23
山形県	12
福島県	156
合計	507

(注)ピーク時(H24.1)の戸数



国家公務員宿舎への入居説明(福島県:吉倉住宅)

◆ 庁舎等貸付状況(財務省所管普通財産) (R3.3末時点)

地方公共団体名	所在地	区分	土地数量(m ²)	用途	備考
双葉町	福島県南相馬市原町区青葉町	土地	789.21	町役場連絡所	建物:254/449m ² 、立木竹、工作物含む

～東北地域の復旧・復興のために～

1. 財政面の取組み

◆ 仮設住宅用地等貸付状況(財務省所管普通財産) (R3.3末時点)

地方公共団体名	所在地	区分	土地数量(m ²)	用途	備考
福島県	福島県福島市森合町	土地	3,656.98	仮設住宅用地	立木竹、工作物含む
双葉町	福島県いわき市東田町	土地	1,200.00	仮庁舎用地	工作物含む
大熊町	福島県郡山市希望ヶ丘	土地	2,591.04	町行政・町民コミュニティー拠点施設	建物263/1,113m ² 、工作物含む

◆ 災害公営住宅の用地として国有地を売却した実績(財務省所管普通財産) (R3.3末時点)

地方公共団体名	所在地	区分	土地数量(m ²)	契約年月日
仙台市	宮城県仙台市青葉区霊屋下	土地	2,618.42	平成24年11月29日
福島県	福島県会津若松市古川町	土地	1,915.44	平成25年3月29日
福島県	福島県いわき市平字八幡小路	土地	2,185.79	平成26年3月20日
岩手県	岩手県釜石市片岸町	土地	1,878.42	平成27年2月5日



仙台市復興公営住宅

～東北地域の復旧・復興のために～

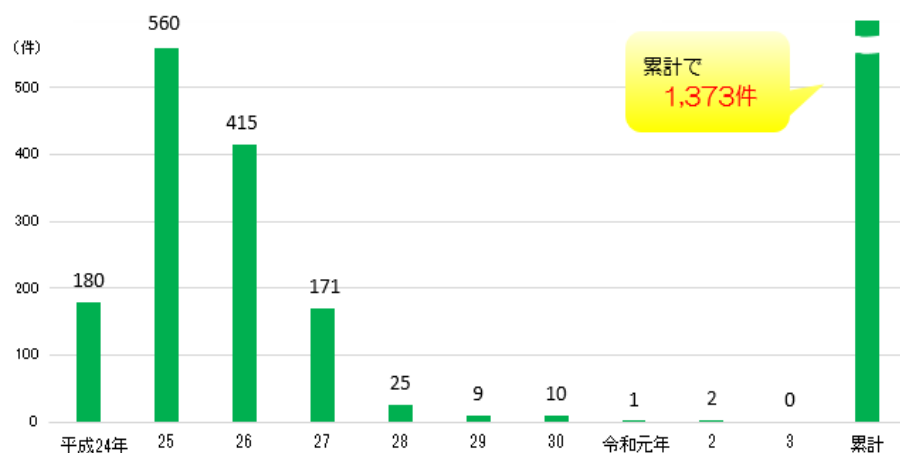
2. 金融上の取組み

(1)「個人債務者の私的整理ガイドライン」の活用支援

「個人債務者の私的整理ガイドライン」の活用を図るため、関係機関と緊密に連携し、その周知等を行っています。

(注)「個人債務者の私的整理ガイドライン」の適用は令和3年3月31日をもって終了し、4月1日以降は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」での適用となります。

債務整理成立件数の推移 (R3年3月末現在)



(参考) 相談受付件数											累計
H23年	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	
1,304	2,200	1,379	560	186	112	93	74	51	19	2	5,980

(注) 平成23年は、8月22日(ガイドライン適用開始)から12月末までの件数。

出所：(一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

周知活動状況

- 被災3県等の金融機関に対し、ガイドライン利用促進に係る要請文を发出
- 地方公共団体、住宅金融支援機構、地元金融機関等と連携した無料相談会等を開催
- メディア・ミックス(テレビCM、新聞広告・折込チラシ等)を活用した広報を実施



無料相談会の模様

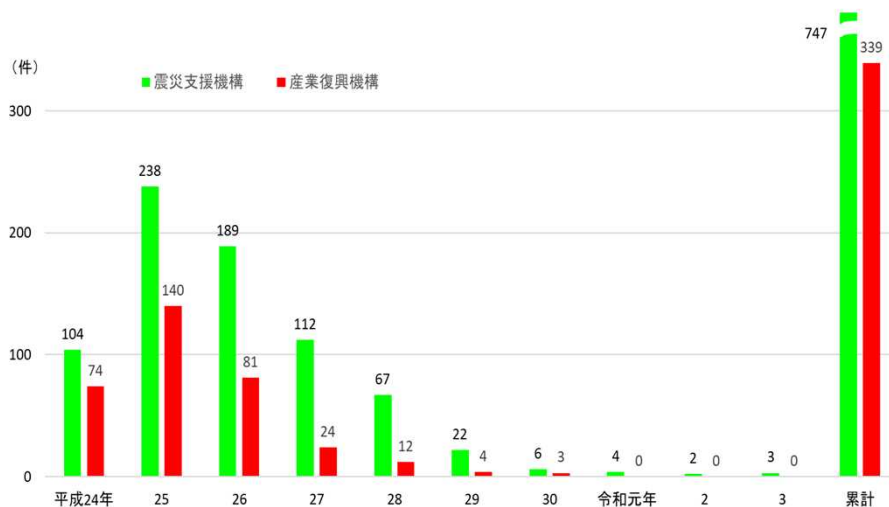
～東北地域の復旧・復興のために～

2. 金融上の取組み

(2) 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進

被災地の金融機関が、「産業復興機構」および「東日本大震災事業者再生支援機構」の活用を含め、被災事業者の支援に積極的かつ継続的に貢献するよう、被災事業者支援を促しています。

支援件数の推移 (R3年3月末現在)



(注) 平成23年に産業復興機構の買取決定(1件)あり。

地域別の支援状況 (R3年3月末現在)

○支援決定数、買取決定数

機構名	合計	地域別				
		岩手	宮城	福島	青森	その他
震災支援機構	747	167	346	89	56	89
産業復興機構	339	110	144	49	0	36

(注) 令和3年3月31日をもって、「東日本大震災事業者再生支援機構」における新たな支援申込の受付、「産業復興機構」における債権買取支援は終了となります。

出所: 東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業庁

～東北地域の復旧・復興のために～